

2021年3月5日

公民館総合補償制度ご加入の皆様へ

エコー総合補償サービス株式会社

緊急事態宣言延長後の弊社営業体制の変更について

東京都における新型コロナウイルス緊急事態宣言延長後の弊社営業体制の変更と公民館総合補償制度のご加入手続き等についてご案内します。ご加入の皆様にはご不便をおかけいたしますが何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 2021年3月8日以降の弊社営業体制について

感染拡大防止の観点から引き続き在宅勤務・時短勤務を実施させていただきますが、公民館総合補償制度の2021年度募集に向け、営業時間・電話受付時間を下記のとおり変更いたします。なお、電話が繋がりにくくなることが予測されますので、公民館補償制度に関するお問い合わせや連絡につきましてはFAXのご利用をお願いいたします。

営業時間/電話受付時間	【営業時間】 現在/平日・10:00～16:00 → 3月8日以降/平日・9:40～17:00 【電 話】 0120-636-717(通話料無料/ <u>受付時間・平日 9:40～17:00</u>) 【F A X】 0120-226-916(通話料無料/受付時間・24 時間)
--------------------	--

2. 2021年度の公民館総合補償制度のご継続手続きについて

2021年度公民館総合補償制度のご継続手続きは、以下のとおりとなります。

なお、感染状況が著しく変化した場合はスケジュールが変更になることがありますので、その場合は別途ご連絡いたします。

(1) 2021年度契約の始期と申し込み締め切り

- ① 契約始期 2021年 5月 1日(土)
- ② 申込書提出締切日 2021年 4月15日(木)
- ③ 掛金払込み締切日 ※ 2021年 4月15日(木)

※会計処理上、掛金の払込みが間に合わない場合は、着金期限を4月30日まで延期する措置がありますので、その旨お申し出ください。

(2) 2021年度契約のご継続手続き書類の送付について

下記のとおりご継続書類一式をお送りしておりますので、ご確認のうえ、早めのお手続きをお願いします。

- ① 一括契約(複数館を一契約でご契約)の公民館
2月下旬から3月上旬に、ご登録いただいている住所にお送りしています。
- ② 個別契約(一括契約以外)の公民館
3月上旬に、ご登録いただいている住所にお送りしています。

3. 公民館総合補償制度の変更手続き

補償期間の途中でご加入内容に変更が生じた場合は、公民館総合補償制度の手引き巻末の「変更依頼書」（水色）に必要事項を記載してFAX または郵送にて弊社あてお送りください。

4. 事故が起きたら

（1）保険

①傷害事故（けが）の場合（行事傷害補償、職員災害補償）

公民館総合補償制度の手引き巻末の、「保険」事故報告書/事故証明書（黄色）に必要事項をご記入のうえ、郵送またはFAX で損保ジャパンの保険金サービス拠点（手引き 29 ページ）あてお送りください。

②賠償事故の場合（賠償責任補償）

電話にて損保ジャパンの保険金サービス拠点（手引き 29 ページ）あて事故報告をしてください。

（注）保険会社も体制を縮小して対応していますので、電話が繋がりにくい場合があります。その場合は、手引き 29 ページ下段に記載の事故サポートセンターへ事故報告をしてください。

（2）見舞金制度（行事傷害補償/疾病・特定傷害・特定災害、職員災害補償/疾病・特定傷害・業務外のけが）

公民館総合補償制度の手引き・巻末の、「見舞金制度」事故報告書（緑色）に必要事項をご記入のうえ、郵送またはFAX で弊社あてお送りください。（送付先は、「見舞金制度」事故報告書下段に記載。）

以上